

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について

環自総発第1401141号

平成26年1月14日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市  
・中核市動物愛護管理主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、警察庁生活安全局地域課長より別添のとおり通知されましたのでお知らせいたします。貴部（局）におかれましては、内容を御了知いただくとともに、都道府県警察との連携・協力体制の確保に努められますようお願いいたします。

原議保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警視庁総務部長  
警視庁地域部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁地発第238号  
平成25年12月24日  
警察庁生活安全局地域課長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について

見出しの件については、下記のとおりであるので、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第35条第1項に規定する都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）と緊密に連携した上で適切な取扱いに努められたい。

なお、本件については、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室と協議済みである。

## 記

### 第1 法第4条第3項の趣旨

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第4条第3項では、同条第1項及び第2項の規定について、動愛法第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされている。

これは、警察署では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設を有していないことから、専門的な職員及び施設を有する都道府県等において犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であると考えられたためである。拾得された動物の取扱いに当たっては、この趣旨を踏まえて対応する必要がある。

### 第2 警察署における取扱い

#### 1 動物を拾得した旨の申告を受けた場合の対応

##### (1) 犬又は猫を拾得した旨の申告を受けた場合

ア 犬又は猫を拾得した旨の申告を受けたときは、当該犬又は猫について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認すること。

イ アの確認の結果、当該犬又は猫の所有者が判明しないときは、拾得者に、動愛法第35条第3項の規定により引取りを求めるかについて確認すること。

##### (2) 負傷動物を拾得した旨の申告を受けた場合

ア 動愛法第36条第1項に規定する犬、猫等の動物（以下「負傷動物」と

いう。)を拾得した旨の申告を受けたときは、当該負傷動物について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認すること。

イ アの確認の結果、当該負傷動物の所有者が判明しないときは、拾得者に、動愛法第36条第1項の規定による通報を行うよう説明すること。

(3) 犬若しくは猫又は負傷動物の一時預かり

ア 拾得者が動愛法第35条第3項の規定による引取りの求め又は同法第36条第1項の規定による通報を行う旨を申し立てた場合において、当該拾得者から同人に代わり引取りの求め又は通報を行うよう依頼を受けたときは、これを行うとともに、都道府県等が引き取り、又は収容するまでの間、当該犬若しくは猫又は負傷動物を一時的に預かること。

イ アの依頼を受けたときは、その経緯を明らかにするため、様式例1及び様式例2の例に倣って書面を作成し、様式例2に倣い作成した書面を拾得者に交付すること。

(4) 職務中に拾得した場合における取扱い

ア 犬若しくは猫又は負傷動物を職務中に拾得したときは、当該犬若しくは猫又は負傷動物について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認すること。

イ アの確認の結果、当該犬若しくは猫又は負傷動物の所有者が判明しないときは、動愛法第35条第3項の規定による引取りの求め又は同法第36条第1項の規定による通報を行うこと。

ウ イの求め又は通報を行うときは、その経緯を明らかにするため、様式例1の例に倣い、書面を作成すること。

(5) 都道府県等に対する犬又は猫の所有者からの問合せの確認

法の規定により犬又は猫を取り扱ったときは、都道府県等に対し、当該犬又は猫を遺失した所有者からの問合せの有無を確認すること。

2 都道府県等への引渡し

(1) 動愛法第35条第3項の規定により引取りの求めを行ったときは、速やかに、都道府県等に当該引取りの求めに係る犬又は猫を引き渡すこと。

(2) 動愛法第36条第1項の規定により通報を行ったときは、速やかに、都道府県等に当該通報に係る負傷動物を引き渡すこと。なお、必要に応じ、都道府県等の技術的助言を得て応急処置を行うこと。

3 動物を遺失した旨の届出を受けた場合の対応

(1) 提出物件の有無等の確認

動物に係る遺失届を受理したときは、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第7条の措置を執るとともに、当該遺失届に係る動物について、様式例1の例に倣い作成した書面における該当する動物に係る記載の有無を確認すること。

(2) 都道府県等への情報の提供

(1)の確認の結果、遺失届に係る動物を発見することができなかつたときは、遺失者に、当該動物を動愛法第35条第3項の規定により引き取り、又は同法第36条第2項の規定により収容している可能性のある都道府県等の窓口を教示すること。また、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を都道府県等に通報すること。

### 第3 犬、猫及び負傷動物以外の動物の取扱い

犬、猫及び負傷動物以外の動物について、法第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出を受けたときは、都道府県等に対し当該動物の保管方法等について技術的助言を求めること、都道府県等に当該動物の保管を委託すること、都道府県等から適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該動物を適切に保管すること。

### 第4 都道府県等との協力体制の確保

動物の取扱いに関し、以下の事項について、都道府県等と緊密に連携し協力体制を確保すること。

#### 1 連絡体制の確保

保管する動物に関する問合せ、犬、猫等の引取りの求め、動物の保管方法に関する技術的助言の要請、動物の保管の委託の要請等を行うための連絡体制を確保すること。

#### 2 情報の共有体制の確保

- (1) 法の規定による提出を受け、又は動愛法第35条第3項の規定により都道府県等が引取りの求めを受け、又は同法第36条第1項の規定により都道府県知事等（都道府県等の長をいう。）が通報を受けた動物について、迅速な返還を図るため、相互に情報を共有する体制を確保すること。
- (2) 遺失届又は遺失に係る問合せを受けた動物について、迅速な返還を図るため、都道府県等との間で相互に情報を共有する体制を確保すること。

#### 3 速やかな引渡し

動愛法第35条第3項の規定による引取りの求めを行った犬若しくは猫又は同法第36条第1項の規定による通報を行った負傷動物の都道府県等に対する速やかな引渡しを行うための具体的な連絡方法等を確保すること。

#### 4 その他

その他動物の取扱方法に関し必要な事項を協議すること。

## 一時預り控書

預り日時	年 月 日 午前・後 時 分	警察署 交番・駐在所
		取扱者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分ころ  にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな ..... 電話番号その他の連絡先 氏 名	
種 類	特 徴 等	
引渡しの の 依 頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称	
都道府県等 への引渡し の 日	年 月 日	引渡しをした都道府県等の機関等
備 考		

## 一時預り書

預り日時	年 月 日 午前・後 時 分	警察署 交番・駐在所
		取扱者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分ころ  にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな ..... 電話番号その他の連絡先 氏 名	
種 類	特 徴 等	
動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     警 察 署 官職・氏名                 </div>		
備 考		